

くらしの情報ページ

さつま町役場 ☎0996-53-1111

町民課 町民係 内線2125

■年金相談

年金資格や受給手続きなどについての『年金相談所』を開設します。

相談には、川内社会保険事務所の職員が応じますので、相談などありましたら、年金手帳・年金証書・印鑑などを持ってお越しください。

日時 11月22日(木)

午前10時～午後3時

場所 宮之城ひまわり館『たすけあい室』

■国民年金保険料納付相談所開設

日時 11月26日(月) 午前10時～午後4時30分

場所 本庁 東別館3階庁議室

■川内社会保険事務所における年金相談

川内社会保険事務所では、次の日程で年金相談窓口の時間延長・休日開庁を実施します。

11月5日, 12日, 19日, 26日(月)

午前8時30分～午後7時

11月10日(土), 11日(日), 24日(土),

25日(日) 午前9時30分～午後4時

開庁日・時間は各事務所で異なります。

平日は、午前8時30分～午後5時15分

問い合わせ先 川内社会保険事務所

☎22-5276

■「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」(はがき)や領収書は大切に保管!!

国民年金保険料は、納付した全額が所得税・町県民税等の「社会保険料控除」の対象となります。

国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合は、今年1年間に納付(納付見込みを含む)した国民年金保険料を証明する書類の添付等が必要ですので、11月初旬に送付される「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」(はがき)や領収書などは申告を行うまで大切に保管してください。

証明内容は、今年1月から10月1日までに納付された保険料額と年内に納付が見込まれる場合の納付見込額です。納付忘れなどがある場

合も、年内に納付すれば今年分の控除として申告することができます。

年の途中から国民年金に加入した場合など、10月2日以降に今年初めて保険料を納付する方については、来年2月初旬に同様の証明書が送付されます。

税務課 町民税係 内線2111・2112

■今月の納税

・国民健康保険税 第4期

・介護保険料 第4期

【納期限 11月30日】

納税は便利で確実な口座振替制度をご利用ください。

税務課 資産税係 内線2115・2116

■家屋を取り壊したら届出を!

家屋を取り壊した時は、速やかに「家屋滅失届」を提出してください。この届出は、固定資産課税台帳から登録された家屋を抹消するために必要です。

〔問い合わせ先〕

本庁税務課資産税係

☎53-1111 内線2115, 2116

鶴田総合支所 総務管理課税務係

☎59-1111 内線4214

薩摩総合支所 総務管理課税務係

☎57-1111 内線6114

商工観光課 観光係 内線2241

■みやんじょ温泉 竹ホテル(竹灯ろう)

日時 12月8日(土)～9日(日)

午後5時～

場所 八幡神社～ちさとマンション前～川内川堤防

内容 灯ろう数 3,000本

